

## 「笑顔が広がるまち 寝屋川」 の実現に向けて



寝屋川市では、平成23年3月に第五次総合計画の基本構想(平成23年度から平成32年度までの10年)を定めました。

その基本構想に基づき実施する具体的な施策を示した前期基本計画(5年)が平成27年度に満了するに当たり、次代を展望し、市民と行政が共有すべき総合的かつ計画的なまちづくりの指針となる後期基本計画(計画期間:平成28年度から平成32年度まで)を策定いたしました。

前期基本計画期間においては、第五次総合計画基本構想において定めたまちづくりの目標とその方向性に基づき、効果的な施策・事業を推進するとともに、11年連続の黒字確保、また、平成26年度には全ての会計において黒字を達成するなど、赤字体質からの脱却を図ることができました。

今後、人口減少や少子高齢化の進行により、厳しい財政状況が懸念される中、人口減少対策や暮らしが良くなったと感じられる施策・事業を迅速・着実に進めていくためには、限りある財源と人材を有効活用し、事業の選択と集中を図りながら効率的・効果的な行財政運営を推進していく必要があります。

「命を守る」ことを市政の基本として、「子どもを守る」「街を守る」「生活(くらし)を守る」という視点から市政改革に取り組むとともに、本市が将来にわたって活力ある社会を維持するため、更には市民ニーズを的確に把握し、ニーズに即した市民サービスの充実を図り、「笑顔が広がるまちづくり」に全力を傾注してまいり所存でございます。

市民の皆様には、より一層の御理解、御協力と、今後とも、まちづくりへの積極的な参画をよろしくお願いいたします。

最後に、本計画の策定に当たりまして、多大なる御尽力をいただきました総合計画審議会委員の皆様並びに、地域懇談会を始め、市民意識調査やパブリック・コメントなどにおいて貴重な御意見・御提言をお寄せいただいた多くの市民の皆様に、心から深く感謝申し上げます。

平成28年2月

寝屋川市長

北川 浩夫